

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月 1 日
【計算期間】	第 3 期（自 2018年 6 月30日 至 2019年 7 月 1 日）
【ファンド名】	SBI - PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド （愛称：ベタイン）
【発行者名】	SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀井 正孝
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【事務連絡者氏名】	佐藤 肇
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-6229-0147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定的な配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 内外 / 債券」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

商品分類

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
	内外	その他資産()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または信託約款において、主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	(日本含む)		
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	(フルヘッジ)
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	()	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(債券・一般))				
資産複合				
()				

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	目論見書または信託約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、実質的に債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファンド・オブ・ファンズ	目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または信託約款において、対円での為替フルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

信託金の限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1 主として、投資信託証券への投資を通じ、日系企業が発行する社債等に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指します

※日系企業とは、日本企業もしくはその子会社（海外現地法人等を含む）をいいます。

※社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券および金融機関が発行する劣後債を含みます。また、外貨建てのものを含みます。

れつごさい 劣後債

社債の一種で、デフォルト（債務不履行）時に普通社債などと比べて元本や利息の弁済順位が低い債券のことをいいます。そのため、一般的な普通社債に比べて利率が高いという特徴をもっています。

- ・実質の投資対象において、流動性の確保およびポートフォリオのデュレーションの調整のため、米国、ユーロ圏および日本の国債に投資することがあります。
- ・実質の投資対象において、クレジット・デフォルト・スワップ取引（以下、「CDS取引」といいます。）等デリバティブに投資する場合があります。
- ・主要投資対象である投資信託はピムコジャパンリミテッド*が運用を行います。
*ピムコジャパンリミテッドは、債券運用に高い専門性を有する資産運用会社であるPIMCO（Pacific Investment Management Company LLC）グループの日本拠点

2 取得時における発行体格付け（母体企業の格付けを含みます。）がA格相当以上*の債券等を投資対象とします

*S&P、ムーディーズ、フィッチ、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）のいずれかからA-/A3以上（短期商品はA-2/P-2格以上）の格付けを取得しているものを採用します。また、格付がない場合は主要投資対象である投資信託の運用者（またはその運用指図権限の委託先）が判断する格付を用います。

3 実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行います

- ・原則として、対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に回避することができません。また、為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。

資金動向、市場変動等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2016年6月30日 信託契約締結・当ファンドの設定・運用開始

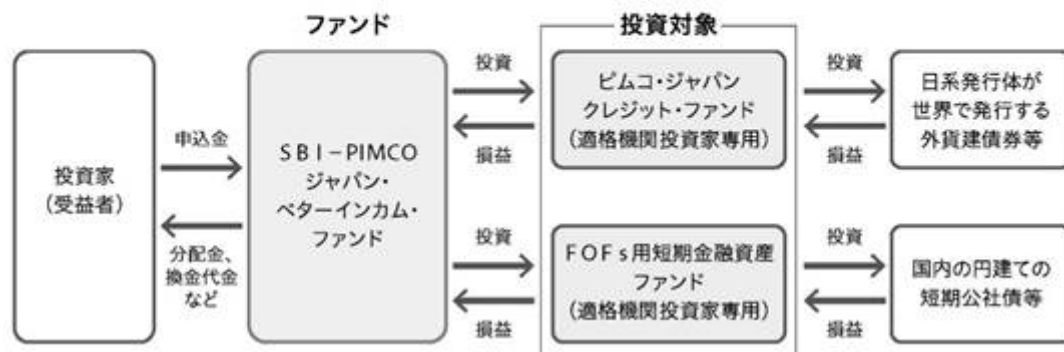
2017年3月29日 信託期間を無期限に変更

(3)【ファンドの仕組み】

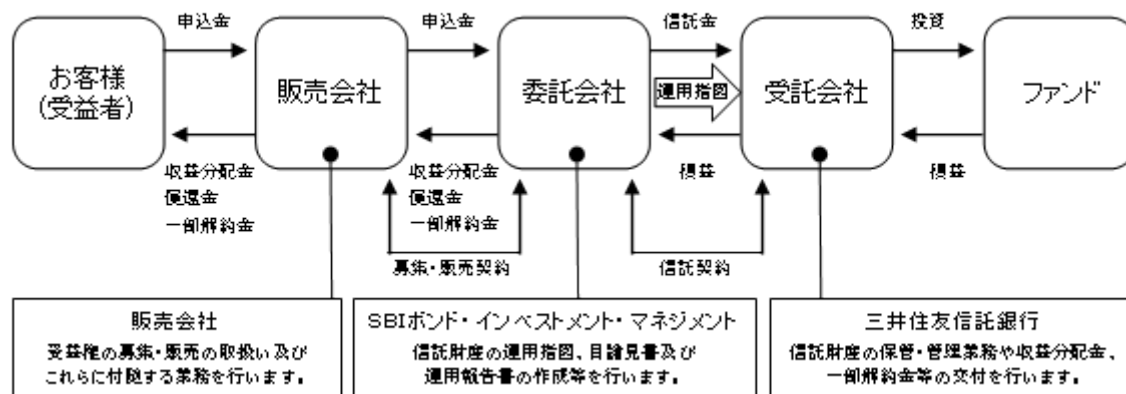
ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資家の皆さまからお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



委託会社及び当ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況(2019年7月末日現在)

(i) 資本金

150百万円

() 沿革

- 2015年12月7日： SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社 設立
- 2016年4月7日： PIMCOグループ(本社米国カリフォルニア州ニューポートビーチ)における香港法人であるPIMCO Asia Limitedへ株式10%を譲渡
- 2016年4月12日： 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第2912号)
- 2019年4月26日： モーニングスター株式会社へ株式10%を譲渡

() 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
SBIグローバルアセット マネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,800株	80.00%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	600株	10.00%
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	600株	10.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

当ファンドは、安定的な配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

2．運用方針

主として、別に定める投資信託証券への投資を通じ、日系企業が発行する社債等に投資します。

日系企業とは、日本企業もしくはその子会社(海外現地法人等を含む)をいいます。

社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券および金融機関が発行する劣後債を含みます。また、外貨建てのものを含みます。

実質の投資対象において、流動性の確保およびポートフォリオのデュレーションの調整のため、米国、ユーロ圏および日本の国債に投資することがあります。

実質の投資対象において、クレジット・デフォルト・スワップ取引(以下、「CDS取引」といいます。)等デリバティブに投資する場合があります。

実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

*「別に定める投資信託証券」とは、国内投資信託「ピムコ・ジャパנקレジット・ファンド(適格機関投資家専用)」および国内投資信託「FOFS用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」です。

(2)【投資対象】

主な投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

*「別に定める投資信託証券」とは、国内投資信託「ピムコ・ジャパנקレジット・ファンド(適格機関投資家専用)」および国内投資信託「FOFS用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」です。

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(投資信託及び外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパー及び短期社債券

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．の証券または証書の性質を有するもの

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第２項)

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用を指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 １．から４．に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。(信託約款第17条第３項)

< 参考情報 >

■投資対象ファンドの概要

「ピムコ・ジャパנקレジット・ファンド(適格機関投資家専用)」

運用の基本方針	
主要投資対象	以下に掲げる有価証券及び金融商品を主要投資対象とします。 ・ 日本国内企業が発行する社債(実質的に日本国内企業が発行する債券(日本国内企業が保証するＳＰＣが発行する債券等)と委託会社が判断する債券を含む。) ・ 国債、地方債、政府機関債 ・ 短期金融商品(上記各有価証券の発行体の商品に限定します。) ・ 政府短期証券 ・ 上記に関連する金融派生商品(クレジット・デフォルト・スワップや金利スワップ等)を主要投資対象とするケイマン籍会社型投資信託の投資証券
投資方針	・ 日本国内企業が発行する社債(実質的に日本国内企業が発行する債券(日本国内企業が保証するＳＰＣが発行する債券等)と委託会社が判断する債券を含む。)を高位に組入れます。 ・ ポートフォリオの平均デュレーションは７年以下とします。 ・ 取得時における発行体格付け(母体企業の発行体格付けを含む)がA- / A3格以上、短期証券はA-2 / P-2格以上(格付はムーディーズ、Ｓ＆Ｐ、フィッチ、Ｒ＆Ｉ、ＪＣＲの最も高いものを採用します。また、格付がない場合は委託会社または運用指図権限の委託先が判断する格付を用います。)の債券に限定します。なお、ファンドが投資するケイマン籍会社型投資信託において、投資対象であるクレジットインデックスの構成銘柄は格付け制限を受けません。 ・ 外貨建資産にかかる為替リスクは原則としてフルヘッジします。 ・ 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

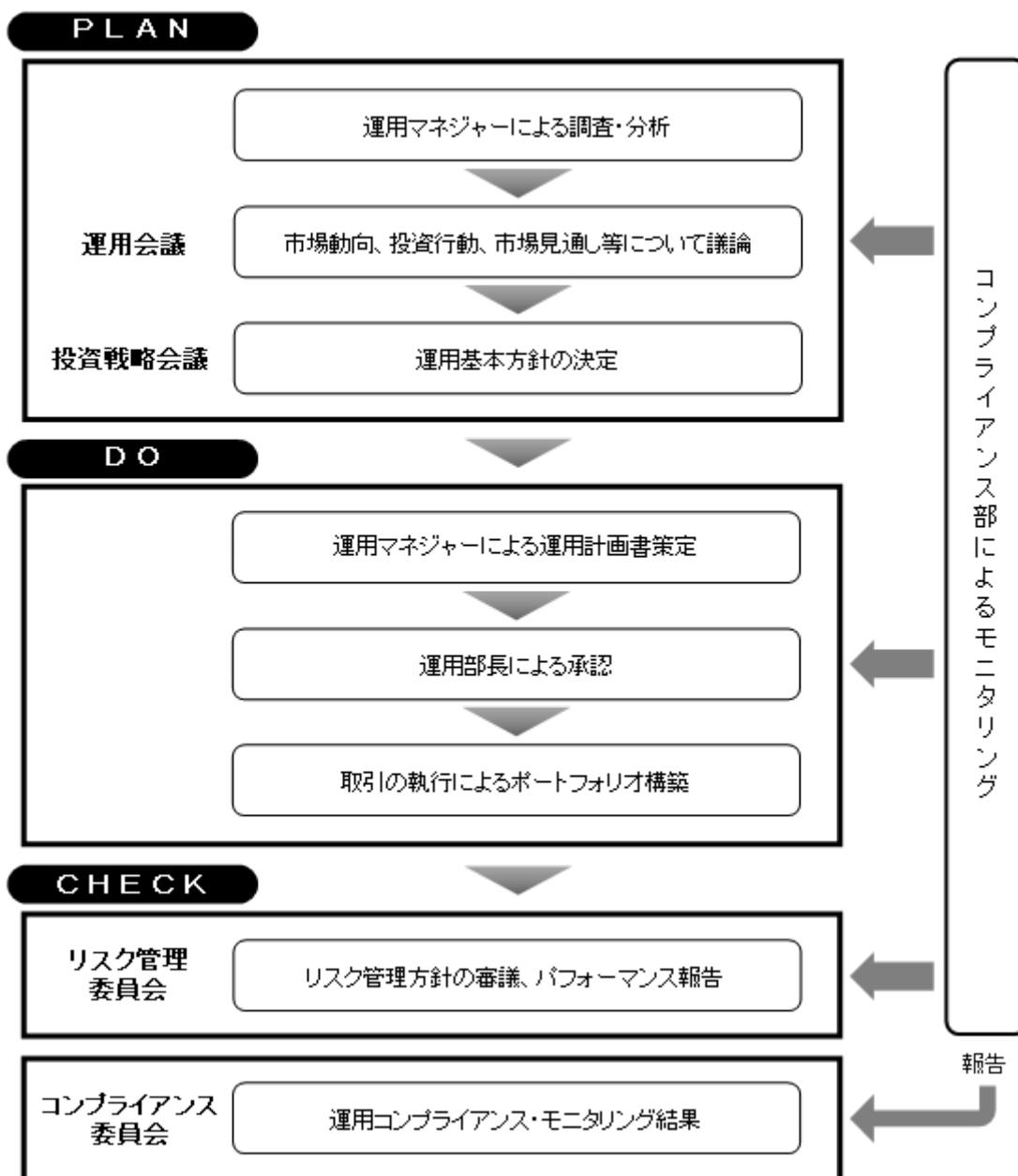
主な投資制限	・同一発行体への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。また、同一業種の投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、国債・地方債・政府機関債は対象外とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・投資証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	毎年3月25日、6月25日、9月25日および12月25日(ただし休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配します。
ファンドの関係法人	
委託会社	ピムコジャパンリミテッド
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
管理報酬等	
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.305%(税抜)を乗じて得た額を日々計上します。 別途、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。なお、別途、ファンドが投資対象とするケイマン籍会社型投資信託においても管理報酬等の費用がかかります。
信託財産留保金額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等

「F O F s 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」

運用の基本方針	
投資方針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
ファンドの関係法人	
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
管理報酬等	
信託報酬等	純資産総額に対し年0.143%(税抜0.13%)
信託財産留保金額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。



(運用基本方針の決定)

1. 市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

2. 投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

3. 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される「投資戦略会議」において、運用基本方針が決定されます。

(ポートフォリオの構築)

1. 運用計画書策定

「投資戦略会議」で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

2. 運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

3. ポートフォリオの構築

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

4. 取引の執行

売買の執行は、投資判断を行う担当者(ファンドの主担当)と異なる担当者(同副担当者)によって行われます。

(運用内容の検証)

1. リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、「リスク管理委員会」で実施されます。

2. コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます(以下、運用コンプライアンス・モニタリング)。

運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、「コンプライアンス委員会」で報告されます。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時(年1回、毎年6月29日。休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

(5)【投資制限】

当ファンドは、以下の投資制限にいたします。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

() 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

() 外貨建資産への直接投資は行いません。

() デリバティブの直接利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の実質的な利用は行いません。

(iv) 株式への直接投資は行いません。

() 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する

比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

() 公社債の借入れ(信託約款第20条)

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 前記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

() 資金の借入れ(信託約款第26条)

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の法令上の投資制限

当ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

3【投資リスク】

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外貨建資産含む)を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた損失および利益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

金利変動リスク

公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。したがって、金利が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク(デフォルト・リスク)

一般に公社債および短期金融商品の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格が大幅に下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨資産について、当該外貨の為替レートが円高に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動のリスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、日本円の金利が対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難になることがあります。

流動性リスク

組入資産の市場規模や取引量が少ない状況において、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となります。

デリバティブ・リスク

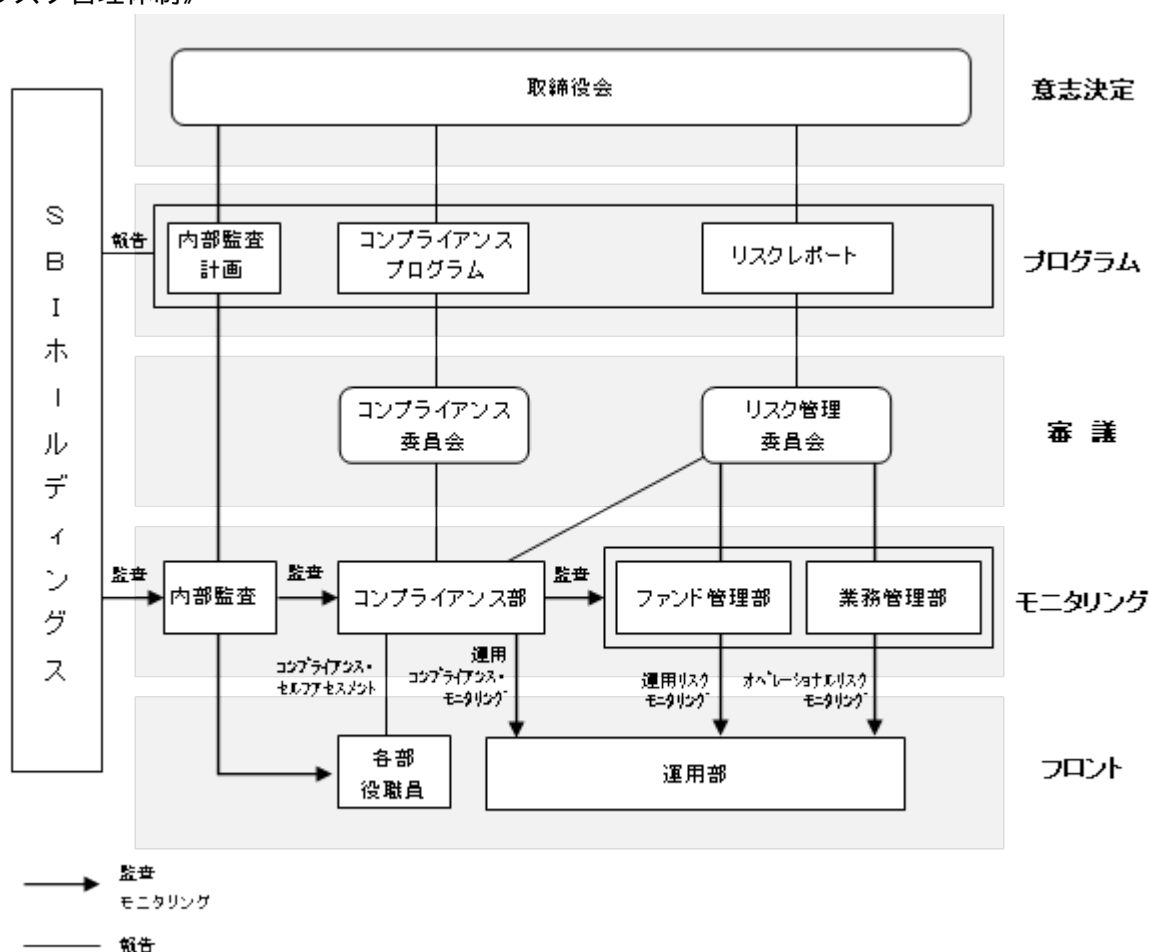
当ファンドは実質的にデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

<その他留意事項>

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》



(フロントモニタリング)

- ・コンプライアンス部は、各部からコンプライアンス・セルフアセスメントの報告を受けます。また、各部の内部監査を実施し業務体制を監査します。
- ・コンプライアンス部は、運用に関するコンプライアンス・モニタリングを行います。
- ・リスク管理について、運用リスクのモニタリングはファンド管理部、オペレーショナルリスクのモニタリングは業務管理部、法務リスクはコンプライアンス部が行います。

(リスク管理プロセス)

- ・リスクの特定：リスクの種類・所在を、認識するプロセス。
- ・リスクの計測：リスクの状況(影響度、発生頻度等)を評価するプロセス。
- ・リスクのコントロール：規則・規程等により定めた権限・限度設定及び他の制御手法に基づいて、リスクの状況を統制するプロセス。
- ・リスクのモニタリング：業務運営部署から独立した管理部署による、リスクの状況に対する適時な把握及び然るべき上位者への報告プロセス。

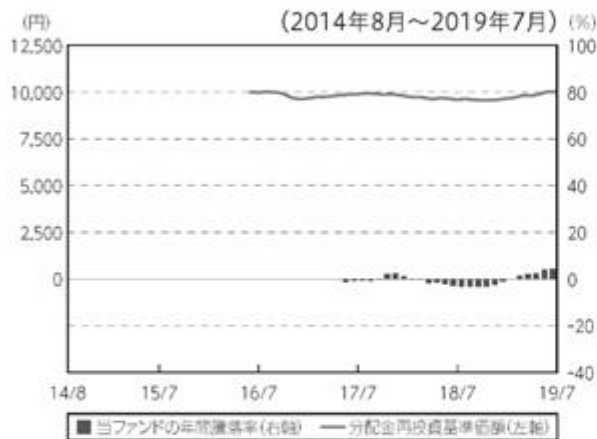
運用者の意思決定方向を調整相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
運用会議	原則月1回	市場動向、投資行動、市場見通し等について議論
投資戦略会議	原則月1回	運用基本方針の決定
リスク管理委員会	原則月1回	リスク管理方針の審議、パフォーマンス報告
コンプライアンス委員会	原則月1回	法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況の監視および報告

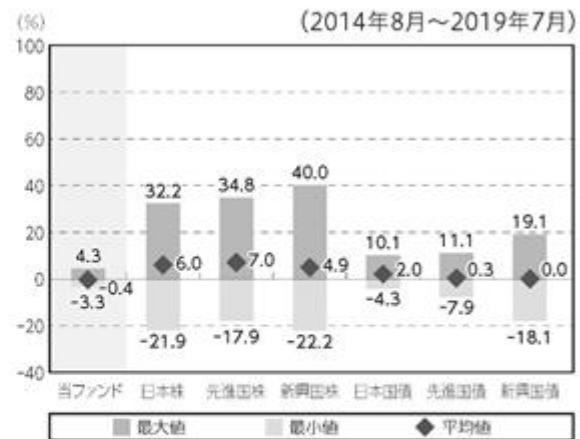
上記体制は、今後、変更となる場合があります。

< 参考情報 >

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2016年6月30日から2019年7月31日のデータを基に算出しております。

《代表的な資産クラスの指数》

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)

新興国株……S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)

日本国債……FTSE日本国債インデックス

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……FTSE新興国市場国債(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

《著作権等について》

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)は、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P先進国総合指数の出典はブルームバーグです。

S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)は、S&P新興国総合指数(配当込み、USドルベース)を円換算したものです。世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P新興国総合指数の出典はブルームバーグです。

FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、および、FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCまたはその関連会社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込金額の2.20%(税抜2.00%)を上限とする、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03 - 6229 - 0147（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <https://www.sbibim.co.jp/>

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年0.2475%(税抜：年0.225%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)		年0.225%(税抜)	信託報酬＝ 保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)
内 訳	委託会社	年0.100%(税抜)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.100%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.025%(税抜)	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする 投資信託証券 ^{*1}		年0.329%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
実質的な負担 ^{*2}		年0.5765%	

*1 投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

*2 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組み入れ比率等などにより変動します。

（４）【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は2019年7月末現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

なお、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,227,958,888	97.60
	小計	2,227,958,888	97.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	54,862,863	2.40
合計(純資産総額)		2,282,821,751	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年7月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ピムコ・ ジャパン クレジット・ ファンド (適格機関 投資家専用)	2,302,487,295	0.9690	2,231,110,188	0.9672	2,226,965,711	97.55
日本	投資信託 受益証券	FOFs用 短期金融資産 ファンド (適格機関 投資家専用)	1,003,311	0.9901	993,378	0.9899	993,177	0.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2019年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.60
合計	97.60

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年7月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2017年6月29日)	8,097,126,386	8,180,024,582	0.9768	0.9868
第2計算期間末 (2018年6月29日)	3,051,279,819	3,051,279,819	0.9547	0.9547
第3計算期間末 (2019年7月1日)	2,742,749,428	2,742,749,428	0.9931	0.9931
2018年7月末日	2,936,926,735	-	0.9495	-
8月末日	2,935,372,566	-	0.9536	-
9月末日	2,885,801,551	-	0.9492	-
10月末日	2,853,098,383	-	0.9462	-
11月末日	2,839,912,426	-	0.9462	-
12月末日	2,779,058,143	-	0.9503	-
2019年1月末日	2,781,950,138	-	0.9561	-
2月末日	2,789,270,088	-	0.9619	-
3月末日	2,797,008,483	-	0.9733	-
4月末日	2,730,824,892	-	0.9709	-
5月末日	2,753,704,314	-	0.9810	-
6月末日	2,744,197,613	-	0.9924	-
7月末日	2,282,821,751	-	0.9907	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	2016年6月30日～2017年6月29日	0.01
第2計算期間	2017年6月30日～2018年6月29日	0.00
第3計算期間	2018年6月30日～2019年7月1日	0.00

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	2016年6月30日～2017年6月29日	1.32
第2計算期間	2017年6月30日～2018年6月29日	2.26
第3計算期間	2018年6月30日～2019年7月1日	4.02

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末の基準価額10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済み数量(口)
第 1 計算期間	2016年 6 月30日 ~ 2017年 6 月29日	14,228,862,843	5,939,043,225	8,289,819,618
第 2 計算期間	2017年 6 月30日 ~ 2018年 6 月29日	209,005,751	5,302,606,892	3,196,218,477
第 3 計算期間	2018年 6 月30日 ~ 2019年 7 月 1 日	97,599,343	531,969,294	2,761,848,526

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。第 1 計算期間の設定数量には当初設定数量を含みます。

(参考情報)

(基準日:2019年7月31日)

基準価額・純資産の推移

(設定日(2016年6月30日)～2019年7月31日)



基準価額(1万口当たり)	9,907円
純資産総額	22.83億円

《分配の推移(1万口当たり、税引前)》

決算期	金額
第1期(2017年6月29日)	100円
第2期(2018年6月29日)	0円
第3期(2019年7月1日)	0円
設定来累計	100円

主要な資産の状況

《組入資産の状況》

組入資産	組入比率
ビムコ・ジャパンクレジット・ファンド(適格機関投資家専用)	97.6%
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%
現金等	2.4%
合 計	100.0%

※組入比率は当ファンドの純資産に対する比率です。
 ※「現金等」には未払金を含むため、マイナス表示になる場合があります。
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《投資対象ファンドにおける組入上位10銘柄》ビムコ・ジャパンクレジット・ファンド(適格機関投資家専用)

	銘柄名	債券種別	クーポン	償還日	通貨	格付	保有比率
1	日産自動車	シニア社債	3.450%	2023/03/15	USD	AA-	3.6%
2	三井住友銀行	劣後債	4.850%	2022/03/01	USD	AA-	3.6%
3	三井住友フィナンシャルグループ	シニア社債	2.569%	2023/03/07	AUD	AA-	3.3%
4	明治安田生命保険	劣後債	5.200%	2025/10/20	USD	AA-	3.3%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	シニア社債	3.850%	2026/03/01	USD	AA-	3.3%
6	中日本高速道路	政府関係機関債	2.091%	2021/09/14	USD	A+	3.1%
7	日本生命保険	劣後債	5.000%	2022/10/18	USD	AA	3.0%
8	みずほフィナンシャルグループ	劣後債	4.600%	2024/03/27	USD	AA-	2.9%
9	みずほフィナンシャルグループ	シニア社債	2.520%	2023/07/19	AUD	AA-	2.8%
10	中日本高速道路	政府関係機関債	2.567%	2021/11/02	USD	A+	2.0%

※格付はS&P、ムーディーズ、フィッチ、格付け投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の高いもの(母体企業の発行格付けを含む)を使用しています。

※繰上償還条項が付与されている銘柄の償還日は、基準日以降最初の繰上償還予定日を表示しています。

※国債、スワップ、先物、CDS取引等を除いた日系企業社債の組入上位銘柄を記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の収益率です。

※2016年は設定日2016年6月30日(10,000円)から12月末まで、2019年は7月末までの収益率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。したがって、販売会社の申込締切時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨークの銀行のいずれかの休業日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、申込みができません。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0147（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbibim.co.jp/
--

(2) お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、当ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(1)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(3) お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(4) お申込手数料

お申込金額の2.20%（税抜2.00%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認ください。なお、前記(1)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

当ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

一部解約

a．換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨークの銀行のいずれかの休業日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、申込みができません。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

b．換金単位

最低単位を1円または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0147（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbibim.co.jp/
--

c．換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については前記b．の照会先においてもご確認いただけます。

d．換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して6営業日目以降にお支払いいたします。

e．その他

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消することができます。前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受け付けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

当ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(基準価額は便宜上1万口当たりで表示される場合があります。)

() 主な投資対象資産の評価方法

投資信託証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額

() 基準価額の算出頻度・照会方法

当ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額(1万口当たり)が掲載されています。

なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0147（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.sbibim.co.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は信託契約締結日から、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として6月30日から翌年6月29日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「()約款変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項(前記の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

() 運用報告書

当ファンドは、毎年6月の決算時及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 当ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

(2) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに、同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2018年6月30日から2019年7月1日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBI - PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2018年6月29日現在)	第3期 (2019年7月1日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	596,006	774,438
コール・ローン	50,117,577	21,372,602
投資信託受益証券	3,016,666,626	2,735,289,758
流動資産合計	3,067,380,209	2,757,436,798
資産合計	3,067,380,209	2,757,436,798
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,699,914	9,453,400
未払受託者報酬	515,056	376,289
未払委託者報酬	4,120,414	3,010,213
未払利息	146	20
その他未払費用	1,764,860	1,847,448
流動負債合計	16,100,390	14,687,370
負債合計	16,100,390	14,687,370
純資産の部		
元本等		
元本	3,196,218,477	2,761,848,526
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	144,938,658	19,099,098
(分配準備積立金)	40,215,645	69,101,508
元本等合計	3,051,279,819	2,742,749,428
純資産合計	3,051,279,819	2,742,749,428
負債純資産合計	3,067,380,209	2,757,436,798

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第２期 (自 2017年 6 月30日 至 2018年 6 月29日)	第３期 (自 2018年 6 月30日 至 2019年 7 月 1 日)
営業収益		
配当株式	78,637,884	40,803,096
受取利息	48	55
有価証券売買等損益	166,330,706	77,820,036
営業収益合計	87,692,774	118,623,187
営業費用		
支払利息	76,041	26,302
受託者報酬	1,591,007	768,355
委託者報酬	12,727,942	6,146,647
その他費用	3,723,878	3,922,667
営業費用合計	18,118,868	10,863,971
営業利益又は営業損失（ ）	105,811,642	107,759,216
経常利益又は経常損失（ ）	105,811,642	107,759,216
当期純利益又は当期純損失（ ）	105,811,642	107,759,216
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	35,864,972	2,020,021
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	192,693,232	144,938,658
剰余金増加額又は欠損金減少額	123,160,575	24,131,859
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	123,160,575	24,131,859
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,459,331	4,031,494
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,459,331	4,031,494
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	144,938,658	19,099,098

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 2 期 (2018年 6 月29日現在)	第 3 期 (2019年 7 月 1 日現在)
1. 当該計算期間の末日における 受益権の総数	3,196,218,477口	2,761,848,526口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る 場合におけるその差額	144,938,658円	19,099,098円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9547円 (9,547円)	0.9931円 (9,931円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 2 期 (自 2017年 6 月30日 至 2018年 6 月29日)	第 3 期 (自 2018年 6 月30日 至 2019年 7 月 1 日)
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額 A	34,300,878円	35,479,670円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券等損益額 B	- 円	- 円
収益調整金額 C	848,286円	2,189,437円
分配準備積立金額 D	5,914,767円	33,621,838円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	41,063,931円	71,290,945円
当ファンドの期末残存口数 F	3,196,218,477口	2,761,848,526口
1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10000	128.48円	258.12円
1万口当たり分配金額 H	- 円	- 円
収益分配金金額 I=F*H/10000	- 円	- 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 (自 2017年 6 月30日 至 2018年 6 月29日)	第 3 期 (自 2018年 6 月30日 至 2019年 7 月 1 日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	運用会議、投資戦略会議、リスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 2 期 (2018年 6 月29日現在)	第 3 期 (2019年 7 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として すべて時価で評価しているため、貸借 対照表計上額と時価との差額はありま せん。	同左
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注 記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるた め、帳簿価額は時価と近似しているこ とから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	同左
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額が含まれて おります。当該価額の算定においては 一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 2 期 (自 2017年 6 月30日 至 2018年 6 月29日)	第 3 期 (自 2018年 6 月30日 至 2019年 7 月 1 日)
	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	103,682,528	78,562,674
合 計	103,682,528	78,562,674

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項 目	第 2 期 (自 2017年 6 月30日 至 2018年 6 月29日)	第 3 期 (自 2018年 6 月30日 至 2019年 7 月 1 日)
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	8,289,819,618円	3,196,218,477円
期中追加設定元本額	209,005,751円	97,599,343円
期中一部解約元本額	5,302,606,892円	531,969,294円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評 価 額	備考
投資信託受益証券	ピムコ・ジャパנקレジット・ファンド (適格機関投資家専用)	2,821,771,290	2,734,296,380	
	F O F s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	1,003,311	993,378	
合 計		2,822,774,601	2,735,289,758	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2019年7月31日現在
資産総額	2,285,834,646円
負債総額	3,012,895円
純資産総額（ - ）	2,282,821,751円
発行済口数	2,304,336,789口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9907円
（1万口当たり純資産額）	（9,907円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料
該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (6) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

資本金の額(2019年7月末日現在)

委託会社の資本金の額は金150百万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,000株です。

発行済株式の総数

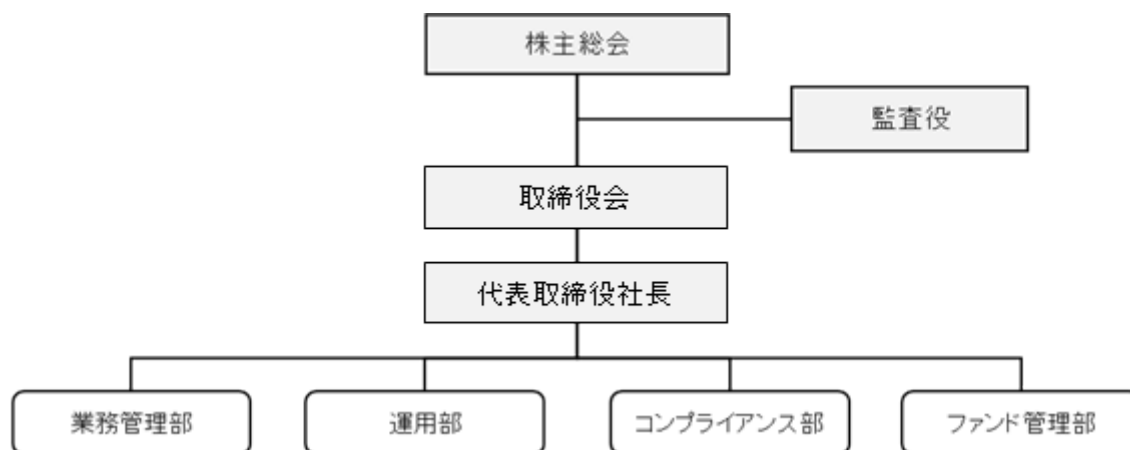
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は6,000株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。

投資運用の意思決定機構

(運用基本方針の決定)

1．市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

2．投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

3．運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される「投資戦略会議」において、運用基本方針が決定されます。

(ポートフォリオの構築)

1. 運用計画書策定

「投資戦略会議」で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

2. 運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

3. ポートフォリオの構築

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

4. 取引の執行

売買の執行は、投資判断を行う担当者(ファンドの主担当)と異なる担当者(同副担当者)によって行われます。

(運用内容の検証)

1. リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、「リスク管理委員会」で実施されます。

2. コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます(以下、運用コンプライアンス・モニタリング)。

運用コンプライアンス・モニタリングに関する項目は、「運用に関するコンプライアンス管理細則」によります。

運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、「コンプライアンス委員会」で報告されます。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年7月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2019年7月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	23	49,504
単位型株式投資信託	102	385,652

3【委託会社等の経理状況】

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、当事業年度の（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）の財務諸表については、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている優成監査法人は、平成30年7月2日に太陽有限責任監査法人与合併し、太陽有限責任監査法人与名称を変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成30年3月31日現在)		当事業年度 (平成31年3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			153,572		214,327
前払費用			506		8,692
未収入金			63		191
未収委託者報酬			45,587		105,339
未収運用受託報酬			29,569		27,149
立替金			2,565		1,693
流動資産計			231,865		357,394
固定資産					
有形固定資産			4,869		4,739
建物	1	4,095		4,275	
器具備品	1	773		464	
無形固定資産			5,328		6,749
ソフトウェア		5,070		6,523	
商標権		258		226	
投資その他の資産			6,513		25,231
投資有価証券		-		101	
長期前払費用		-		1,607	
繰延税金資産(固定)		-		14,482	
差入保証金		6,513		9,040	
固定資産計			16,710		36,720
資産合計			248,576		394,115

(負債の部)					
流動負債					
未払金			27,129		35,196
未払手数料		12,734		21,414	
その他未払金		14,395		13,782	
未払消費税等			5,521		13,118
未払法人税等			1,379		19,592
未払費用			32,462		38,207
預り金			380		1,395
賞与引当金			200		-
その他			32		4,193
流動負債計			67,104		111,704
固定負債					
繰延税金負債			402		-
資産除去債務			1,480		1,318
固定負債計			1,883		1,318
負債合計			68,987		113,023
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			150,000		150,000
資本剰余金			150,000		150,000
資本準備金		150,000		150,000	
利益剰余金			120,411		18,908
その他利益剰余金		120,411		18,908	
繰越利益剰余金		120,411		18,908	
株主資本計			179,588		281,091
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			-		0
評価・換算差額等合計			-		0
純資産合計			179,588		281,092
負債・純資産合計			248,576		394,115

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）		当事業年度 （自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
営業収益					
委託者報酬			200,030		441,740
運用受託報酬			30,490		48,790
営業収益計			230,520		490,531
営業費用					
支払手数料			36,473		74,412
広告宣伝費			2,280		9,235
委託調査費			81,048		100,806
協会費			852		1,398
委託計算費			31,395		77,841
営業費用計			152,050		263,694
一般管理費					
給与			57,528		70,691
役員報酬		21,000		21,750	
給与・手当		36,338		48,171	
賞与		190		770	
法定福利費			6,929		8,239
福利厚生費			1,258		1,169
退職給付費用			2,129		2,524
派遣社員費			1,194		596
募集費			2,650		850
業務委託費			6,025		9,599
不動産賃料			6,366		6,225
修繕維持費			1,590		1,555
固定資産減価償却費	1		1,906		2,632
租税公課			2,299		4,049
什器備品費			594		1,190
支払報酬			3,985		3,776
諸経費			5,782		8,071
一般管理費計			100,243		121,173
営業利益又は営業損失（ ）			21,773		105,663
営業外収益					
受取利息			0		1
為替差益			90		-
雑収入			65		400
営業外収益計			157		402
営業外費用					
為替差損			-		187

営業外費用計			-		187
経常利益又は経常損失()			21,616		105,877
特別損失					
固定資産除却損			-		2,592
特別損失計			-		2,592
税引前当期純利益					
又は税引前当期純損失()			21,616		103,285
法人税、住民税及び事業税			289		16,668
法人税等調整額			30		14,885
当期純利益又は当期純損失()			21,875		101,502

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
				繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	98,535	98,535	201,464	201,464
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失				21,875	21,875	21,875	21,875
当 期 変 動 額	-	-	-	21,875	21,875	21,875	21,875
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	120,411	120,411	179,588	179,588

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計	
				繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	120,411	120,411	179,588
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				101,502	101,502	101,502
当 期 変 動 額	-	-	-	101,502	101,502	101,502
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	18,908	18,908	281,091

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	-	-	179,588
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益	0	0	101,503
当 期 変 動 額	0	0	101,503
当 期 末 残 高	0	0	281,092

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。（ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
----	-------

器具備品	5年
------	----

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

商標権	10年
-----	-----

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により算出した金額及び個別に見積りした金額を計上しております。

なお、当事業年度末における貸倒引当金の計上はございません。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、当事業年度末における賞与引当金の計上はございません。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成30年3月31日現在)		当事業年度 (平成31年3月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	526千円	建物	54千円
器具備品	26千円	器具備品	335千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)					当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000	—	—	6,000	普通株式	6,000	—	—	6,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)																																																																
1．金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。	1．金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。																																																																
2．金融商品の時価等に関する事項	2．金融商品の時価等に関する事項																																																																
<table><tr><th></th><th>貸借対照 表計上額 (千円)</th><th>時価 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr><tr><td>(1) 現金・預金</td><td>153,572</td><td>153,572</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 未収委託 者報酬</td><td>45,587</td><td>45,587</td><td>—</td></tr><tr><td>(3) 未収運用 受託報酬</td><td>29,569</td><td>29,569</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>228,729</td><td>228,729</td><td>—</td></tr><tr><td>(1) 未払手数料</td><td>12,734</td><td>12,734</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) その他未払金</td><td>14,395</td><td>14,395</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>27,129</td><td>27,129</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	153,572	153,572	—	(2) 未収委託 者報酬	45,587	45,587	—	(3) 未収運用 受託報酬	29,569	29,569	—	資産計	228,729	228,729	—	(1) 未払手数料	12,734	12,734	—	(2) その他未払金	14,395	14,395	—	負債計	27,129	27,129	—	<table><tr><th></th><th>貸借対照 表計上額 (千円)</th><th>時価 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr><tr><td>(1) 現金・預金</td><td>214,327</td><td>214,327</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 未収委託 者報酬</td><td>105,339</td><td>105,339</td><td>—</td></tr><tr><td>(3) 未収運用 受託報酬</td><td>27,149</td><td>27,149</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>346,816</td><td>346,816</td><td>—</td></tr><tr><td>(1) 未払手数料</td><td>21,414</td><td>21,414</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) その他未払金</td><td>13,782</td><td>13,782</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>35,196</td><td>35,196</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	214,327	214,327	—	(2) 未収委託 者報酬	105,339	105,339	—	(3) 未収運用 受託報酬	27,149	27,149	—	資産計	346,816	346,816	—	(1) 未払手数料	21,414	21,414	—	(2) その他未払金	13,782	13,782	—	負債計	35,196	35,196	—
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																														
(1) 現金・預金	153,572	153,572	—																																																														
(2) 未収委託 者報酬	45,587	45,587	—																																																														
(3) 未収運用 受託報酬	29,569	29,569	—																																																														
資産計	228,729	228,729	—																																																														
(1) 未払手数料	12,734	12,734	—																																																														
(2) その他未払金	14,395	14,395	—																																																														
負債計	27,129	27,129	—																																																														
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																														
(1) 現金・預金	214,327	214,327	—																																																														
(2) 未収委託 者報酬	105,339	105,339	—																																																														
(3) 未収運用 受託報酬	27,149	27,149	—																																																														
資産計	346,816	346,816	—																																																														
(1) 未払手数料	21,414	21,414	—																																																														
(2) その他未払金	13,782	13,782	—																																																														
負債計	35,196	35,196	—																																																														
(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、 (2) 未収委託者報酬、 (3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) 未払手数料、 (2) その他未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、 (2) 未収委託者報酬、 (3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) 未払手数料、 (2) その他未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。																																																																

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	153,572	—
(2) 未収委託 者報酬	45,587	—
(3) 未収運用 受託報酬	29,569	—
資産計	228,729	—

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	214,327	—
(2) 未収委託 者報酬	105,339	—
(3) 未収運用 受託報酬	27,149	—
資産計	346,816	—

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1．採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 2．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は2,129千円であります。	1．採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 2．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は2,524千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成30年3月31日現在)	当事業年度 (平成31年3月31日現在)
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金27,416千円 その他2,504千円 繰延税金資産小計29,920千円 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額27,416千円 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額2,504千円 評価性引当額小計(注1)29,920千円 繰延税金資産合計- 繰延税金負債 資産除去債務に対応する費用402千円 繰延税金負債合計402千円 繰延税金資産(負債)の純額402千円	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金(注2)12,901千円 その他2,822千円 繰延税金資産小計15,723千円 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額- 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額840千円 評価性引当額小計(注1)840千円 繰延税金資産合計14,882千円 繰延税金負債 資産除去債務に対応する費用399千円 その他0千円 繰延税金負債合計399千円 繰延税金資産(負債)の純額399千円
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率30.62% (調整) 評価性引当額の増減29.13 その他0.23 税効果会計適用後の法人税等の負担率1.73

(注) 1．評価性引当の額が29,080千円減少しております。この現象の要因は主に課税所得の発生に伴い、繰越欠損金に対し繰延税金資産を認識したことに伴うものです。

(注) 2．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (平成31年3月31日現在)							
	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	12,901	12,901
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	12,901	(b)12,901

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金12,901千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産12,901千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、税引前当期純損失を平成29年3月期に80,881千円、平成30年3月期に21,875千円、計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込により、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

(セグメント情報等)

前事業年度 (平成30年3月31日現在)	当事業年度 (平成31年3月31日現在)						
1．セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2．関連情報 サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 3．主要な顧客ごとの情報 <table><tr><th>顧客の名称 又は氏名</th><th>営業収益</th><th>関連する セグメント名</th></tr><tr><td>S B I 生命保険 株式会社</td><td>21,583千円</td><td>投資運用業</td></tr></table>	顧客の名称 又は氏名	営業収益	関連する セグメント名	S B I 生命保険 株式会社	21,583千円	投資運用業	1．セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2．関連情報 サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 3．主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
顧客の名称 又は氏名	営業収益	関連する セグメント名					
S B I 生命保険 株式会社	21,583千円	投資運用業					

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.00%	役員の兼務 本社建物の賃借	人件費等の立替 (注3)	63,387	その他未払金	5,149
							保証金の返還 (注2)	3,463	差入保証金	6,513

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給与・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	投資運用業及び投資助言業	—	人件費等の受取	人件費等の受取 (注2)	1,675	その他未払金	348
	SBI生命株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	—	投資一任契約	運用受託報酬 (注3)	21,583	未収運用受託報酬	23,309
	SBI損害保険株式会社	東京都港区	16,500	損害保険業	—	投資一任契約 投資助言契約	運用受託報酬 (注3)	7,270	未収運用受託報酬	4,492

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給与・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

3. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

(関連当事者情報)

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	92,018	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.00%	役員の兼務 本社建物の賃借	人件費等の立替 (注3)	70,198	その他未払金	4,956
							保証金の差入 (注2)	2,526	差入保証金	9,040

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給与・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	モーニングスター株式会社	東京都港区	211	金融情報サービスの提供	—	人件費等の受取	人件費等の受取 (注2)	121	未収入金	121
	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区	30	投資助言業	—	人件費等の受取	人件費等の受取 (注2)	879	未収入金	70
	SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	投資運用業及び投資助言業	—	人件費等の受取	人件費等の立替 (注2)	6,633	その他未払金	515
	SBI生命株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	—	投資一任契約	運用受託報酬 (注3)	19,454	未収運用受託報酬	5,182
	SBI損害保険株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業	—	投資一任契約 投資助言契約	運用受託報酬 (注3)	7,598	未収運用受託報酬	4,509

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給与・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

3. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

S B I ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

S B I グローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）		当事業年度 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	
1株当たり純資産額	29,931円42銭	1株当たり純資産額	46,848円70銭
1株当たり純損失金額	3,645円98銭	1株当たり純利益金額	16,917円12銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	21,875千円	当期純利益	101,502千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株主に係る当期純損失	21,875千円	普通株主に係る当期純利益	101,502千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託 受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	マネックス証券株式会社	12,200百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託 受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	当ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社SBI証券	当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。
	マネックス証券株式会社	
	楽天証券株式会社	

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託 受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社SBI証券	該当事項はありません。
	マネックス証券株式会社	
	楽天証券株式会社	

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通り提出されております。

2018年 9 月28日	有価証券報告書
2018年 9 月28日	有価証券届出書
2019年 3 月29日	半期報告書
2019年 3 月29日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月11日

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

太陽 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

本 間 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石 倉 毅 典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月20日

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松崎雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI-PIMCOジャパン・ベターインカム・ファンドの2018年6月30日から2019年7月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI-PIMCOジャパン・ベターインカム・ファンドの2019年7月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。